

ncm 動画配信サービス (Netflix) 利用規約

株式会社長崎ケーブルメディア

目次

第1条 (総則)	2
第2条 (用語の定義)	2
第3条 (契約の成立及び継続)	3
第4条 (Netflix サービス)	3
第5条 (契約の撤回等)	4
第6条 (利用者による解約)	4
第7条 (当社による契約の解除)	4
第8条 (サービスの利用休止)	5
第9条 (通知)	5
第10条 (サービスの一時中断等)	5
第11条 (サービスの変更又は終了)	5
第12条 (免責)	5
第13条 (個人情報の取扱い)	6
第14条 (譲渡の禁止)	6
第15条 (債権譲渡)	6
第16条 (規約の効力)	6
第17条 (合意管轄)	7
第18条 (協議)	7
附 則	7

第1条（総則）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）は、本サービスに関して、以下のとおり ncm 動画配信サービス（Netflix）利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

2 本サービスの申込者は、本規約及び Netflix 社規約への同意が必要です。予め当該規約に同意されない場合、本サービスを申込及び利用することはできません。

【Netflix 社規約：<https://help.Netflix.com/legal/termsfuse>】

3 当社は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更又は廃止することがあります。当社が本規約を変更した場合、本サービスの内容及び提供条件は、変更後の規約によるものとします。なお、当社は、変更後の本規約の効力発生日までに、変更後の本規約を当社所定のホームページに掲載することにより、変更後の本規約の内容を利用者に通知するものとします。

4 Netflix 社は、Netflix 社規約の規定に従い、Netflix 社規約を変更することがあります。Netflix 社規約が変更された場合、本規約で当社が特に定めている部分を除き、Netflix サービスの内容及び提供条件は、変更後の Netflix 社規約によるものとします。

5 利用者は、本サービスを利用するために、当社が提供するケーブル ID 及びパスワードが必要となります。

6 利用者は、ケーブル ID 及びパスワードによる認証ができない場合、本サービスを利用することができません。

7 本サービスは、1 ケーブル ID につき 1 契約とします。複数契約はできません。

第2条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 Netflix 社	Netflix 株式会社
2 Netflix サービス	Netflix 社が提供する定額制動画配信サービス
3 Netflix 社規約	Netflix 社が定める Netflix サービスにかかる利用規約
4 利用者	当社が指定する方法により本サービスの利用を開始した者
5 本サービス	当社の媒介により Netflix サービスに加入し、当社が指定する方法により Netflix サービスの利用を開始することで、Netflix サービスの月額利用料金の支払を行うことができるサービス「ncm 動画配信サービス（Netflix）」
6 本契約	利用者及び当社間で締結される本サービスの契約

7 インターネットサービス	当社が別に定める長崎ケーブルメディア 総合契約約款及びインターネットサービス利用規約に基づき当社が提供するインターネット接続サービス（ドコモ光タイプCを除きます。）
---------------	--

第3条（契約の成立及び継続）

本契約は、インターネットサービスの加入者が、本サービスの利用を当社に申込の上、当社がこれを承認した時点で成立するものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約の申込を承認しないことがあります。また、当社は、承認後においても次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、違約の責を負うことなく、その承認を取消すことができるものとします。

(1) 本契約の申込者が、本サービス以外の当社が提供するサービスの利用契約に準じサービスを利用していない場合や、過去に違反したことがある、又は違反のおそれがあると当社において判断した場合

(2) 本契約の申込者が、法人及びその他の団体（法人等）である場合

(3) Netflix サービスの利用用途が Netflix 社規約に違反すると当社において判断した場合

(4) 当社が本サービスを提供するにあたり、当社の業務遂行上支障が生じる場合、又はそのおそれがあると当社において判断した場合

(5) その他、当社が申込者を利用者とするを不適当と判断した場合

3 当社は、利用者に対し、Netflix サービスの月額利用料金を Netflix サービスの開始日が属する月の翌月にインターネットサービスの利用料金と合わせて請求するものとします。

4 利用者は、Netflix 社規約の規定にかかわらず、前項に規定する請求により、インターネットサービスの利用料金と同一の支払方法により Netflix サービスの月額利用料金を支払うものとします。

第4条（Netflix サービス）

Netflix サービスの内容及び初月利用料金無料等の Netflix 社が Netflix サービスに対し提供する特典等については、Netflix 社が Netflix 社規約に基づき提供するものとします。

2 Netflix サービスの月額利用料金は Netflix 社が定めるところによります。

3 Netflix サービスの利用方法は Netflix 社が定めるところによります。

4 当社は、Netflix 社規約の変更又は廃止により利用者にした損害について、いかなる責任も負わないものとします。

5 当社は、Netflix 社規約及び第5条（契約の撤回等）第1項に規定する場合を除き、Netflix サービスの月額利用料金その他本規約等に基づき利用者から支払われた一切の金員について

て、解約、取消し、解除、その他事由の如何を問わず返還しないものとします。

6 利用者は、Netflix サービスの加入プランの変更を希望する場合、利用者自身にて Netflix サービス用アプリ又はブラウザ等より当該変更を行うものとし、当社はこれに関与しないものとします。

第5条（契約の撤回等）

利用者は、法令による初期契約解除制度の適用がある場合、当社所定の書面の受領から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込の撤回又は本契約の解除を行うことができます。

2 前項の規定による撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。

3 本条第1項の規定による撤回等を行った者は、実際に支払った Netflix サービスの月額利用料金の還付を請求することができる場合があります。ただし、予め加入申込の撤回をする意思をもって契約の申込を行った場合等、契約の申込をしようとする者に対する保護を図ることとする本条の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

4 本条第1項の規定にかかわらず、本契約締結後に本サービスを利用された場合には、利用者はその利用に関し当社が負担した全ての費用を負担するものとします。

第6条（利用者による解約）

利用者は、本契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により当社に通知するものとします。当該通知の当社へ到達日から起算する最短で到来する契約更新日の前日をもって、本契約が解約されるものとします。ただし、電子媒体での当該通知については、当社への到達日の翌日から起算されるものとします。

第7条（当社による契約の解除）

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、通知催告等何らの手続を要することなく、本サービスの提供を停止し、本契約を解除し又は利用者の資格を取消することができるものとします。

(1) 利用者が、本規約の規定に違反し、又は違反するおそれのある行為を行い、当社から当該行為の是正を求められたにもかかわらず、相当の期間内にこれを是正しなかった場合

(2) 利用者が、本サービス以外の当社が提供するサービスの利用契約に準じサービスを利用していない場合、又は違反のおそれがあると当社において判断した場合

(3) 利用者が、Netflix 社規約に違反した場合、又は違反のおそれがあると当社において判断した場合

(4) 当社が本サービスを提供するにあたり、当社の業務遂行上支障が生じる場合、又はそのおそれがあると当社において判断した場合

(5) その他、当社が本サービスを利用することを不相当と判断した場合

2 利用者は、前項に基づき本契約が解除された場合であっても、当該提供停止日又は解除日の属する月にかかる Netflix サービスの月額利用料金の支払義務を免れないものとします。

第8条（サービスの利用休止）

利用者は、本サービスの利用休止を申出することはできません。

第9条（通知）

当社が、本サービスに関して利用者へ通知を行う場合、当社ホームページ上での公開、利用者への電子メールの送信又はその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

2 Netflix 社は、Netflix サービスに関して利用者へ通知を行う場合、Netflix 社規約の規定に従い告知を行うものとし、当社はこれに何ら関与しないものとします。

第10条（サービスの一時中断等）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者の同意を得ることなく、本サービスの全部若しくは一部の提供を一時中断し、又は一時停止することができるものとします。

(1) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社の責めに帰すべからざる事由に起因して本サービスの提供が不可能又は困難になった場合

(2) 交通事情、気象状況等により本サービスの提供が当社の業務遂行上支障があると判断した場合

(3) その他、当社が合理的な理由により、本サービスの提供を一時中断、又は一時停止する必要があると判断した場合

2 前項に基づき当社が行った本サービスの一時中断、又は一時停止に関して、当社は利用者に対していかなる責任も負わないものとします。

第11条（サービスの変更又は終了）

当社は、本サービスの全部又は一部を変更又は終了することがあります。

2 前項による変更又は終了について、当社は、利用者その他の第三者に対して、いかなる責任も負わないものとします。

第12条（免責）

当社は、Netflix サービスについて、その安全性、正確性、確実性、有用性、発生したトラブルの解決、利用者が意図する特定の目的との適合性等を何ら保証するものではありません。

2 当社は、第10条（サービスの一時中断等）に規定する場合を除き、利用者が本契約の有効期間中に Netflix サービスを利用できなかったこと、及び、Netflix サービスの提供が遅延したことについて、いかなる責任も負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大

な過失に基づく場合については、この限りではありません。

3 当社は、本規約等に規定する範囲を超える異議、苦情及び請求等について、いかなる責任も負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失に基づく場合については、この限りではありません。

第13条（個人情報の取扱い）

当社は、利用者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先、生年月日、性別、メールアドレス等の情報（以下「個人情報等」といいます。）を、当社が別途定める「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報の保護に関する宣言」並びに「長崎ケーブルメディア 総合契約約款」に基づいて適正に取扱います。

2 当社は、利用者の個人情報等を本サービス、及び、これに関連するサービスの提供、運営、料金の請求及び品質向上、マーケティング分析、並びに利用者にとって有益と考える情報（当社が提供する商品又はサービスに関する情報広告を含みますがこれに限りません。）の選定及び配信の目的に利用します。

3 当社は、利用者のケーブル ID に関する情報をサポート業務、利用者への通知及び本サービスを提供する目的のため、Netflix 社に第三者提供します。

4 当社は、利用者のケーブル ID、Netflix サービスの開始日、Netflix サービスの終了日、ケーブル ID ごとに発生する Netflix サービスの月額利用料金、及び Netflix サービスの月額利用料金請求の完了及び未完了に関する情報をサポート業務、利用者への通知、及び本サービスを提供する目的のため、日本デジタル配信株式会社と共同利用します。

5 前2項に基づく第三者提供及び共同利用にかかる手段又は方法は、情報を暗号化し、情報交換対応者を限定したセキュアな交換方法とします。

6 第4項に基づき共同利用する個人情報は、申込書、インターネット、ハガキ等を通じて当社が取得したものとします。

第14条（譲渡の禁止）

利用者は、本規約等に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第15条（債権譲渡）

利用者は、当社が第三者に、当社が有する利用者に対する Netflix サービスの月額利用料金その他についての債権を譲渡することがあることを予め承諾するものとします。

第16条（規約の効力）

本規約のいずれかの条項が関連法令等の変更又は新設により、無効又は執行不能と判断された場合、かかる無効又は執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効

かつ執行可能な関連法令等に基づく条項に置きかえられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。

第17条（合意管轄）

本規約は、日本国の国内法に準拠するものとし、利用者と当社との間における本サービスに関する一切の紛争等については、長崎地方裁判所又は長崎簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（協議）

利用者及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、解決するものとします。

附 則

インターネットサービス（光50Mコース、光100Mコース、光1Gコース）及び放送サービス（4Kミニプラン、4Kスタンダードプラン、4Kマックスプラン）を含む組み合わせで3年約束手割又はncmおトク割の戸建てタイプでの割引を適用の場合、本契約により当該割引額が200円（税込220円）増額となります。

（実施期日）

本規約は、2021年7月1日より実施します。

本規約は、2022年4月1日より改訂の上、実施します。

本規約は、2022年6月30日より改訂の上、実施します。